

個人版私的整理ガイドラインの周知等に関する申入書

2012年（平成24年）5月18日

日本弁護士連合会

第1 申入れの趣旨

金融庁において、特に被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）に店舗を有する金融機関に対し、債務者に対する個人版私的整理ガイドラインの周知の徹底及び利用の促進を指導されるよう申し入れる。

第2 申入れの理由

1 個人版私的整理ガイドラインの利用件数の低迷

個人版私的整理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、東日本大震災において、特に住宅ローンを中心とするいわゆる二重ローン問題に苦しむ被災者を救済し、被災地の復興を促進するために制定され、2011年8月22日に適用が開始された制度である。当初は、建物の被害状況に鑑み、1万件の利用が見込まれ、個人の二重ローン問題の決定的な解決策として、大きな期待を持って受け入れられた。

しかし、その後、二度にわたる大幅な運用の見直しを経ても、ガイドラインの利用件数は一向に伸びず、適用開始から8か月以上経過した2012年5月11日の時点においても、一般的な相談件数1016件、個別の相談件数2008件、申出準備件数386件、申出件数僅か231件と低迷しており、債務整理の成立件数は10件となっている。

一方、被災3県における金融機関の債務者は、少なくとも、全体で1万9298名（法人を含む。）、そのうち住宅ローンを抱える債務者は6231名（性質上、ほぼ個人と思われる。）存在すると考えられ、東日本大震災における建物の被害状況と併せ考えても、相当数の債務者が、個人版私的整理ガイドライン運営委員会（以下「運営委員会」という。）の相談窓口にもたどり着いていない状況にあると考えられる（金融庁「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額」2012年4月版。なお、当該資料においては、2012年1月末現在において約定返済を一時停止した債務者数及び2012年1月末までに正式に条件変更契約を締結した債務者数のみ掲載されていて、一時停止が終わり、正式にはリスケジュールは行われていないが、支払を

再開し、口座から引落としをされた債務者等が含まれていないため、実際の債務者数は、これより多いと考えられる。)。

2 利用件数が低迷している理由

(1) 被災者に対する周知の不足

このように、ガイドラインの利用件数が低迷している理由は、適用開始当初、限定的な運用がなされていたこと、いまだに成立件数が少ないこと等の理由もあるが、最も大きな理由は、被災者に対し、周知されていないことにあると考えられる。

この点、運営委員会も各地における相談会の開催等の広報活動を行い、被災3県の弁護士会及び当連合会においてもチラシの配布や被災地における面談相談等を行い、周知に努めている。

しかし、実際には、2012年3月の段階に至っても、被災地相談に赴いた弁護士から「ガイドラインの存在は全く知られていない。」「金融機関から住宅ローンの返済を求められているという相談を受けたが、ガイドラインの存在を知らされていなかった。」との報告が相次いでいる。

また、釜石市及び遠野市の弁護士3名が、2012年2月末から4月初旬にかけて岩手県の釜石市及び大槌町で行った仮設団地37か所巡回相談においても、ガイドラインの利用が問題となる相談が17.4%寄せられたにもかかわらず、ガイドラインの存在がほとんど知られていなかったとの報告がなされている。

さらに、岩手県消費者団体連絡協議会が仮設住宅で実施しているふれあいサロン参加者及び同席支援者81名のうちガイドラインの存在を知っていた人は僅か9名、残せる財産の範囲を正しく理解している人は皆無であったとの報告もなされている。

(2) 金融機関による周知がほとんど行われていないこと

適用開始から8か月以上経過したガイドラインがこれほどまでに周知されていない原因は、金融機関によるガイドラインの周知がほとんど行われていないことにあると考えられる。

いうまでもなく、住宅ローンを抱えた債務者は、運営委員会が開催する相談会や弁護士による法律相談に赴くことはなくとも、債権者である金融機関に一度は足を運び、支払猶予や今後の弁済方法について相談を行う。そこで、金融機関からガイドラインの説明を受ければ、ほとんどの債務者は、ガイドラインの利用について検討し、運営委員会又は弁護士会の窓口相談するも

のと思われる。

しかし、実際には、金融機関からガイドラインの周知はほとんど行われておらず、債務者は、ガイドラインの存在を知らぬまま、金融機関の勧めに従って、一時金を支払ったり、条件変更契約を締結（リスケジュール）したりしているものと考えられる。

岩手弁護士会所属の弁護士からも、「3月及び4月に寄せられた住宅ローンに関する11件の相談のうち、事前にリスケジュールへの誘導がなされた例は2件、従前どおりの支払を求められた例は5件あり、ガイドラインの説明を受けた例は0件であった。リスケジュール又は従前どおりの支払を求められた例では、支払再開時に、猶予期間中の元金、利息及び延滞金が、債務者の口座から引き落とされた。いうまでもなく、リスケジュール又は従前どおりの支払が困難だからこそ相談に来ているのであり、金融機関によりリスケジュール等への誘導がされたと思われる。なかには、ガイドラインの説明がなされなかったばかりか、債務者の経済状況が確認されることなく、延滞金の更なる発生を抑えるためには早期に支払を再開すべきであるとしてリスケジュールを強く勧められた事例すらある。」「登録専門家として紹介を受けた案件のうち、金融機関を経由して紹介された案件は知る限り1件もない。」「金融機関から連帯保証人の追加を求められたとの相談を受けたが、金融機関からガイドラインの告知はなされていなかった。」との声が挙がっており、逆に金融機関からガイドラインの周知を受けた例があったとの声はほとんど上がっていない。

3 リスケジュールが進行していることの弊害

(1) このように、金融機関は、相談に来た債務者に対し、ガイドラインの存在を周知しないばかりか、リスケジュール又は従前どおりの支払を求めているものと考えられる。

金融庁のヒアリング結果においても、被災3県の金融機関の住宅ローンの債務者のうち、2012年2月末の段階で支払猶予を受けている債務者は1700名であるのに対し、正式に条件変更契約を締結した債務者は4531名と2.5倍以上の人数となっており、リスケジュールが着々と進行していることがうかがわれる（金融庁「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額」2012年4月版）。

(2) しかし、被災者である多くの債務者は、収入・資産ともに壊滅的な打撃を受けており、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金及び地震保険金等を支払

に充てていると考えられる。

いうまでもなく、ガイドラインでは、被災者の生活再建及び被災地の復興のために、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金については全額、地震保険金等についても500万円を目安に債務者の手元に残すという運用がなされている。特に、生活再建支援金及び災害弔慰金は国民から徴収した税金、義援金は国民の善意から集まった金員を原資としており、震災後は差押禁止財産にもなっている。金融機関が、ガイドラインの利用が可能な債務者についても、条件変更契約の締結を進めているとすれば、それは税金又は国民の善意から集まった金員がそのまま金融機関に流れることを意味しているのである（一方、被災県の一部金融機関は決算見込みを上方修正するほど好調である。）。その分、被災者の生活再建及び被災地の復興のための原資が失われるのであり、このままではガイドラインを制定した趣旨が没却されかねない。

4 結語

以上のような現状に鑑み、被災3県に店舗を有する金融機関に対し、ガイドラインの周知の徹底及び利用の促進を指導していただきたく、申し入れるものである。